広島県告示第三百七十二号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から施行する。

令和八年三月二十六日

広島県知事　横　田　美　香

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前

一　（略）

港湾名	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）
	臨港交通施設	
	宇品波止場公園駐車場	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正後

一　（略）

港湾名	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）
	臨港交通施設	
	宇品波止場公園駐車場	（略）
	宇品外貿駐車場	広島市南区宇品海岸三丁目四番三六
	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）